

2027年国際園芸博覧会 来場者サービス実施計画策定支援・実施運營業務委託  
のプロポーザルに係る提案書評価基準

表1の評価項目及び配点ウェイトのもと、評価を行います。  
各評価項目の評価の着目点は表2のとおりとします。

**表1 基本的事項**

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	評価点
業務実績 (20点)	管理技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	10		
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	10		
提案内容 (80点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施にあたっての方針・実施体制について具体的な提案がされているか</li> <li>・業務工程は実現可能な提案となっているか</li> </ul>		20		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務説明資料に示されている以下2項目に対する工夫の考え方や具体的なコスト削減策が提案されているか。</li> <li>①効率的なスタッフ配置</li> <li>②業務の効率性</li> </ul>		20		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセシビリティ対応に関する以下2項目について、具体的かつ実現可能な提案がされているか。</li> <li>①コミュニケーション支援（手話通訳者、ICTツールの活用等）</li> <li>②移動支援（案内支援、ICTツールの活用、パーソナルモビリティの活用等）</li> </ul>		20		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期中、本業務で想定していなかった事象が生じた場合に、過去に経験した知見等から契約の範囲内で実施可能な具体的な対応策が提案されているか。</li> </ul>		20		
ヒアリング (20点)	理解力や専門技術力があるか		10		
	取り組み意欲が感じられるか		10		
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等 (6点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）		1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）		1		
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得		1		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人		1		

	未満)			
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得	1		
評価点の合計（126点）				

評価方法

- (1) 業務実績及び業務遂行能力は、A、C、Eの3段階評価を行う。
- (2) 提案内容及びヒアリングは、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
- (3) 評価点については、次のように配点を行う。
  - ア 業務実績の各項目
    - 配点 10点 A=10点、C=6点、E=2点
  - イ 提案内容及びヒアリング
    - 配点 20点 A=20点、B=16点、C=12点、D=8点、E=4点
    - 配点 10点 A=10点、B=8点、C=6点、D=4点、E=2点
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、各項目を1つ満たすごとに1点を加算する。
- (5) 提案内容とヒアリングの評価項目において、D、E評価のあるものは原則として選定しない。
- (6) 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- (7) 業務実績及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、1者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (8) 提案内容及びヒアリングは、1者ごとに各評価委員が評価を行う。
- (9) 業務実績、提案内容、ヒアリング及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等の評価点の合計を評価委員全員分集計し、その合計点を当該提案者の評価結果とする。
- (10) 評価点は、評価委員1名につき満点で126点とし、評価委員全員の合計で126点×5名=630点で満点とする。
- (11) 共同企業体を組成する場合、業務実績は、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (12) 共同企業体を組成する場合、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、代表者たる構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (13) 入札等参加資格審査・業者選定委員会の委員の中から選定された評価委員が出席できないときは、選定委員会の別の委員が出席するものとする。
- (14) 評価委員が欠席した際には、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- (15) ヒアリングを実施しなかった場合には、ヒアリングに関する評価はC（20点×3/5=12点）とする。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		A	B	C	D	E
業務実績	管理技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	国際的大規模イベント（東京オリンピック・パラリンピック競技大会、大阪・関西万博、国際会議など）における来場者サービス実施計画策定及び、来場者サービス実施運営業務の経験を有する		大規模イベント（テーマパーク、商業施設、文化施設、スポーツ施設、交通施設など）における来場者サービス実施計画策定及び、来場者サービス実施運営業務の経験を有する		AまたはCに該当しない
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	国際的大規模イベント（東京オリンピック・パラリンピック競技大会、大阪・関西万博、国際会議など）における来場者サービス実施計画策定及び、来場者サービス実施運営業務の経験を有する		大規模イベント（テーマパーク、商業施設、文化施設、スポーツ施設、交通施設など）における来場者サービス実施計画策定及び、来場者サービス実施運営業務の経験を有する		AまたはCに該当しない
提案内容	本業務の実施にあたっての方針・実施体制について具体的な提案がされているか、業務工程は実現可能な提案となっているか		具体的で実現性が高い提案である	一定程度具体的で実現性が高い提案である	どちらともいえない	やや具体性、実現性に乏しい提案で、妥当性に欠ける	具体性、実現性が乏しく、妥当ではない
	業務説明資料に示されている以下2項目に対する工夫の考え方や具体的なコスト削減策が提案されているか。 ①効率的なスタッフ配置 ②業務の効率性		具体的で実現性が高い提案である	一定程度具体的で実現性が高い提案である	どちらともいえない	やや具体性、実現性に乏しい提案で、妥当性に欠ける	具体性、実現性が乏しく、妥当ではない
	アクセシビリティ対応に関する以下2項目について、具体的かつ実現可能な提案がされているか。 ①コミュニケーション支援（手話通訳者、ICTツールの活用等） ②移動支援（案内支援、ICTツールの活用、パーソナルモビリティの活用等）		具体的で実現性が高い提案である	一定程度具体的で実現性が高い提案である	どちらともいえない	やや具体性、実現性に乏しい提案で、妥当性に欠ける	具体性、実現性が乏しく、妥当ではない

	会期中、本業務で想定していなかった事象が生じた場合に、過去に経験した知見等から契約の範囲内で実施可能な具体的な対応策が提案されているか。	具体的で実現性が高い提案である	一定程度具体的で実現性が高い提案である	どちらともいえない	やや具体性、実現性に乏しい提案で、妥当性に欠ける	具体性、実現性が乏しく、妥当ではない
ヒアリング	理解力や専門技術力があるか	特に優れている	優れている	どちらともいえない	あまり妥当ではない	妥当ではない
	取り組み意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらともいえない	あまり意欲が認められない	意欲が認められない